

木材産業のための

助 成 制 度

ご 案 内

全国木材協同組合連合会

利子の助成をします

木材産業体質強化促進事業

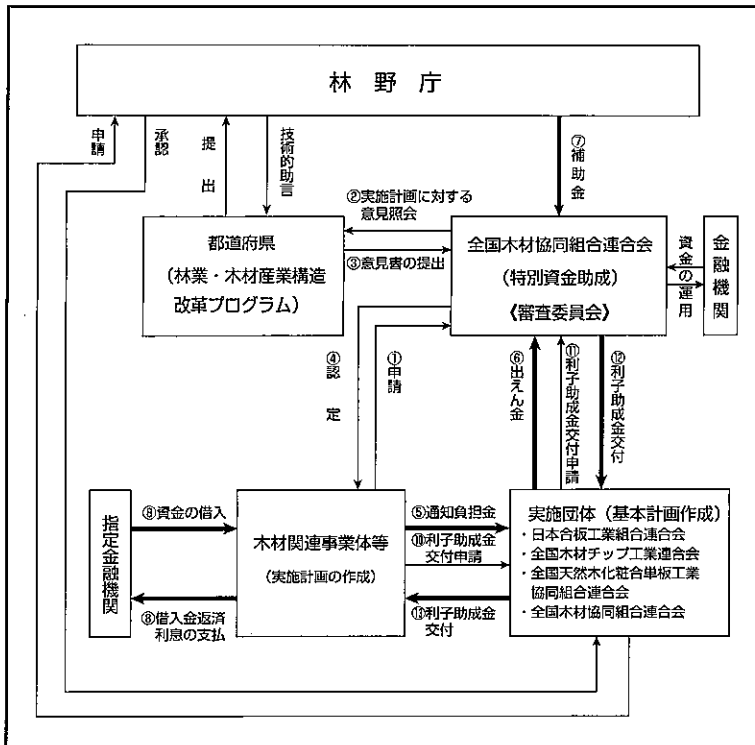
全国木材協同組合連合会では、製材業等木材産業の方々が、プレカット機械、高度加工用木工機械、焼却炉等の設備を導入する場合に必要な資金を金融機関から借り入れる際に要する利子の一部を助成（3%を上限）します。

助成の対象業種

- 製材業 ●木材チップ業 ●合板製造業
- 床板製造業 ●集成材製造業
- 木材卸売業 ●その他木材関連業

- ・助成は、国の補助金（1/2）と民間の出えん金（1/2）により造成される特別資金をもとに行いますが、民間の出えん金については申請者（利子助成を受けようとする者）自身からの拠出が必要です（都道府県によっては助成措置がされる場合があります）。

事業の仕組み



◆事業者(個人・企業等)が行う事務手続き

1. 事業実施計画の作成（県木連等を通じ全国木材協同組合連合会へ提出）
2. 実施計画の認定を受けた後、指定金融機関へ借入金の申し込み
3. 設備導入及び機械代金の支払い
4. 利子助成を受けるための基本申請を事業実施団体（県木連・地区合板組合等）を經由して全国木材協同組合連合会に提出
5. 事業実施報告書（証拠写真等添付）の提出
6. 全国木材協同組合連合会の指定する検査員による確認検査
7. 基本申請承認通知書を受け取った後、利子助成金交付申請
8. 利子助成金受取

申請の前に
最寄りの中央団体出先機関に
相談しましょう。

1

事業実施計画書を提出

認定書受領
借入

2

基本申請書を提出

3

承認通知書受領

事業実施報告書を
提出・確認検査

4

利子助成金
交付申請書を提出

5

交 付

事業別 業種別		対象となる施設・設備						
		製材業	製木材造チップ業	(単層フローリング)床板製造業	材料製造業	建築用木製組立	造作材製造業	処木材理業薬等品
設備名	1 乾燥装置	○		○	○	○	○	○
	2 防腐・防蟻・防かび・防災・難燃処理施設	○		○	○	○	○	○
	3 防虫処理施設	○		○	○	○	○	
	4 集成加工施設	○		○		○	○	○
	5 住宅部材・家具部材加工施設	○		○	○	○	○	○
	6 高度加工用木工機械(背板処理工程を含む)	○		○	○	○	○	○
	7 小径木高度加工用施設(円柱、杭先削等)	○	○			○	○	○
	8 小幅板横接着施設	○		○		○	○	○
	9 チッパー	○	○	○	○		○	
	10 バーカー	○	○	○			○	○
	11 自動選別機(チップ用分級機、異物選別機を含む)	○	○				○	○
	12 包装・結束・マーキング施設	○		○	○	○	○	○
	13 自動制御式搬送装置 (自動送材車、搬送用ロボットを含む)	○	○	○	○	○	○	○
	14 小径用ツイン帯のこ盤又はツイン丸のこ盤	○		○			○	
	15 自動棧積装置及び自動棧ばらし装置	○		○	○	○	○	○
	16 オガクズ・木粉製造施設及び木くず等利用施設	○	○	○	○	○	○	○
	17 木毛製造施設(成型機、プレスを含む)	○	○	○		○	○	○
	18 成型木材製造装置(木プラボード製造装置を含む)	○				○	○	○
	19 自動目立て装置	○		○	○	○	○	○
	20 自動計測機(ログスキャナーを含む)	○		○	○	○	○	○
	21 木材品質測定機	○		○	○	○	○	○
	22 煮沸・蒸沸施設	○		○	○	○	○	○
	23 着色・脱色施設(自動塗装機を含む)	○		○	○	○	○	○
	24 木材の展示・保管・販売施設							○
	25 情報処理施設(CAD/CAM装置等)	○	○	○	○	○	○	○
	26 廃木材破碎再生処理装置	○	○	○	○	○	○	○
	27 磁選装置	○	○	○	○	○	○	○
	28 木くず焚ボイラー又は木くず焚熱風発生装置 (これに附帯するばい煙処理・集じん装置及び発電装置を含む)	○	○	○	○		○	○
	29 焼却炉(ダイオキシン排出削減に対応したものに限り)	○	○	○	○	○	○	○
	30 上記機械、装置等の複合機	○	○	○	○	○	○	○
	31 共同事業に係る共同利用施設	○	○	○	○	○	○	○
	32 上記の機械に附帯する建物(公害防止(騒音、粉塵等)又は労働環境の改善(保湿、採光等)のために設置する建物を含む)	○	○	○	○	○	○	○
	33 上記の機械及び施設に附帯する施設	○	○	○	○	○	○	○
	34 その他林野庁長官が特に必要と認める機械、施設	○	○	○	○	○	○	○

事業別 業種別		高次加工等設備			
		合板製造業	製集成業材	複合フローリング 床板製造業	パーティクルボード製造業
	1 乾燥装置	○	○	○	○
	2 防腐・防蟻・防かび・防炎・難燃処理施設	○	○	○	○
	3 煮沸・蒸沸施設	○	○	○	
	4 専用電子計算機付きログチャージャー	○			
	5 バーカー及びヤニ取り装置	○			
	6 ベニヤレース	○			
	7 高性能化粧単板スライサー	○			
	8 調板施設	○		○	
	9 自動補正処理装置	○	○	○	○
	10 接着装置(積層材用又は単板幅はぎ用に限る)	○	○	○	○
	11 接着剤縮合装置	○	○	○	○
	12 圧縮装置(コールドプレスを含む)	○	○	○	○
	13 連続裁断装置(ベニヤクリッパ等)	○	○	○	○
	14 側面縁貼機	○		○	
	15 高性能木工機械(フィンガージョインター、多軸モルダー、NCルター、トリミングソー、レーザー加工機、ランニングプレーナー、ダブルソー等)	○	○	○	○
設備名	16 自動制御式搬送装置(搬送ロボットを含む)	○	○	○	○
	17 自動仕組装置(レイアップ装置等)	○		○	
	18 多連式ベルトサンダー	○	○	○	○
	19 自動堆積装置	○			○
	20 離型加工等表面処理施設及び表面塗装装置	○	○	○	○
	21 木くず焚ボイラー又は木くず焚熱風発生装置 (これに附帯するばい煙処理・集じん装置及び発電装置を含む)	○	○	○	○
	22 パーティクルボードコア合板生産施設	○			
	23 大断面集成材製造装置及び台形集成材製造装置		○		
	24 溝付装置	○	○	○	○
	25 研磨装置	○	○	○	○
	26 木材品質測定機械	○	○	○	○
	27 情報処理施設(CAD/CAM装置等)	○	○	○	○
	28 廃木材破碎再生処理装置	○	○	○	○
	29 磁選装置	○	○	○	○
	30 焼却炉(ダイオキシン排出削減に対応したものに限り)	○	○	○	○
31 上記機械、装置等の複合機	○	○	○	○	
32 共同事業に係る共同利用施設	○	○	○	○	
33 上記の機械に附帯する建物(公害防止(騒音、粉塵等)又は労働環境の改善(保湿、採光等)のために設置する建物を含む)	○	○	○	○	
34 上記の機械、施設に附帯する施設	○	○	○	○	
35 その他林野庁長官が特に必要と認める機械、施設	○	○	○	○	

リース料の助成をします

木材供給高度化設備リース促進事業

製材工場等がリースによって木材乾燥機等の機械設備を導入する場合に、リース料の一部を助成します。

1 助成額はこの位になります

リース料の助成額は、リース物件価格、助成期間、契約時の長期プライムレートによって異なりますが、概ね7%台です。

(助成事例) 乾燥機	
物件価格	10,000千円
リース期間	5年
助成期間	5年
長期プライムレート	2.0%
総助成額	744千円

2 助成の要件

地域材の供給の増大と品質の安定・向上を図るための計画を有し、当該計画を達成することが確実と認められること。

3 つぎの者が助成を受けられます。

- (1) 素材生産業を営む者
- (2) 一般製材業を営む者
- (3) プレカット加工業を営む者
- (4) 木造建築工事業を営む者
- (5) 木材市場等木材販売業を営む者
- (6) 集成材製造業を営む者
- (7) 合板製造業
- (8) 木材チップ製造業

ただし、上記の者が構成員となっている事業協同組合及び同連合会、商工組合及び同連合会等の団体は対象となりません。

4 助成の対象となる設備等及び期間

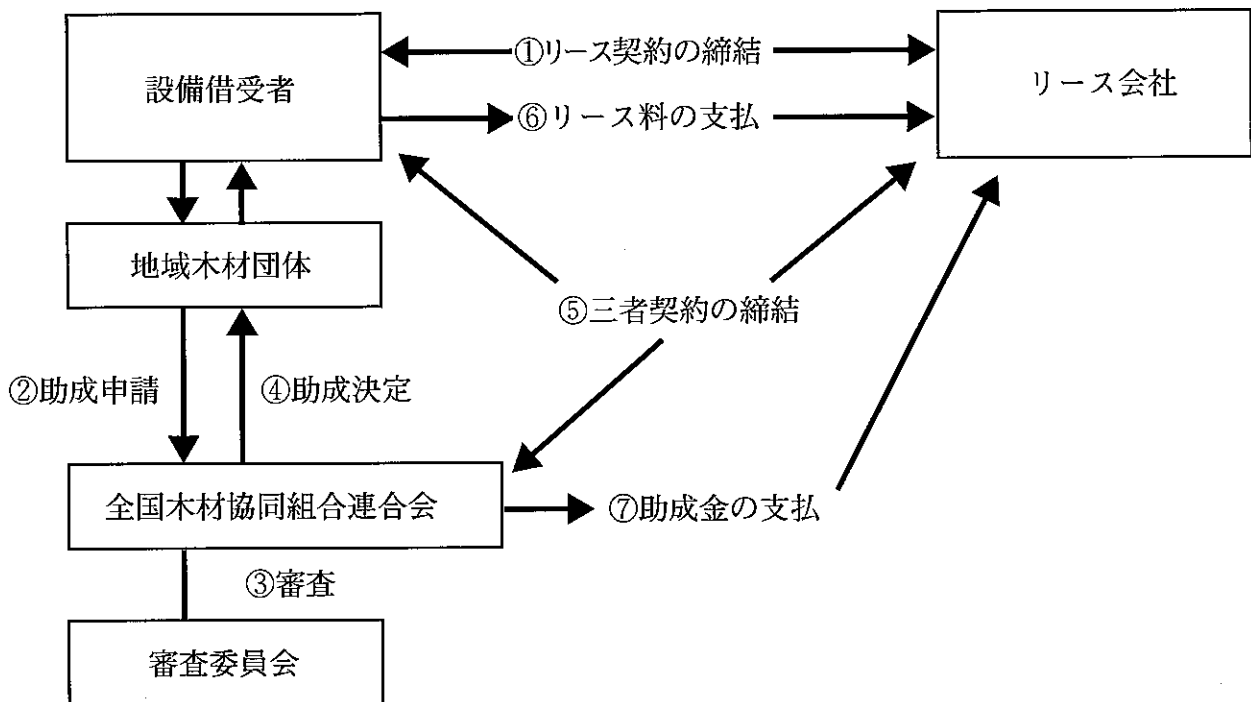
機械設備名	リース期間	助成期間
木材品質測定機（グレーディングマシン、含水率計）	5年以上	5年以内
マーキング装置	5年以上	5年以内
集成材製造設備	5年以上	5年以内
モルダ	5年以上	5年以内
大型木材乾燥設備	5年以上	5年以内
CAD	4年以上	4年以内
CAM	5年以上	5年以内
自動製品選別装置	5年以上	5年以内
高性能製材設備	5年以上	5年以内
原木自動仕分機	5年以上	5年以内
木材自動包装結束装置	5年以上	5年以内
焼却炉 （金属製の構造物の場合）	3年以上 （6年以上）	3年以内 （6年以内）
木屑焚ボイラー	5年以上	5年以内
木質バイオマス発電施設	5年以上	5年以内
木質ペレット製造施設	5年以上	5年以内
単板製造設備	5年以上	5年以内
木材チップ製造設備	5年以上	5年以内

5 助成申請等の手続き

リース料の助成申請から助成の実施までの手続きは、つぎのとおりです。

- ① リース会社とリース契約をした申請者は、都道府県の木材団体を經由して、設備導入に関する意見を伺い、全国木材協同組合連合会に助成を申請します。
- ② 全国木材協同組合連合会は、有識者による審査委員会を開いて申請内容を審査して助成の決定を行い、都道府県の木材団体、申請者及び当該リース会社に決定通知をします。
- ③ 申請者等が助成決定の通知を受けた後、申請者、全国木材協同組合連合会、当該リース会社でリース料助成契約書を交わします。
- ④ 申請者はリース物件を借受けた月以降、リース会社にリース料の支払いを開始します。
- ⑤ 支払いを受けたリース会社は、3ヶ月毎にまとめてリース料の助成を全国木材協同組合連合会に請求します。
- ⑥ 全国木材協同組合連合会は、請求内容を審査してリース料助成額を支払います。

助成申請の流れ図



お問い合わせは

所属の都道府県木協連等へ

または

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
電話 03-3580-3215へ